

公立大学法人札幌市立大学附属図書館運営会議規程

平成20年3月26日

平成20年規程第4号

改正 平成22年規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人札幌市立大学附属図書館規則（平成18年規則第21号）第4条の規定に基づき、公立大学法人札幌市立大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）に設置する公立大学法人札幌市立大学附属図書館運営会議（以下「運営会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 附属図書館に運営会議を置く。

(審議事項)

第3条 運営会議は、附属図書館の運営に係る重要事項について審議する。

(組織)

第4条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) デザイン学部長又はデザイン学部長がデザイン研究科長と協議の上指名する者
- (3) 看護学部長又は看護学部長が看護学研究科長と協議の上指名する者
- (4) 事務局長又は事務局長が指名する者
- (5) その他理事長が指名する者

2 前項の委員は、理事長が任命する。

(任期)

第5条 前条第1項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 運営会議に委員長を置き、附属図書館長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する

者がその職務を代行する。

3 委員長は、運営会議を招集し、その議長となる。

(議事)

第7条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決定する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。ただし、当該委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(庶務)

第9条 運営会議の庶務は、経営企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、附属図書館長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この規程の施行の日以後、平成22年3月31日までの間、第4条第1項に掲げる者に係る任期については、第5条本文の規定にかかわらず、2年の範囲内で理事長が別に定める期間とする。

附 則 (平成22年改正規則第13号)

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 第4条第2項の規定により施行日以後、平成24年3月31日までの間、

委員に係る任期は、第5条本文の規定にかかわらず、2年の範囲内で理事長が別に定める。